

本県におけるこれまでの対応について

1 家きん飼養農場への指導等

県内家きん飼養農場に対して、

- ・ 日常からの指導に加え、特に、渡り鳥による高病原性鳥インフルエンザ発生のリスクが高まる9月以降は、家畜伝染病予防法により定められた飼養衛生管理基準を遵守するよう強く指導
- ・ 飼養家きんにおける異状の有無の確認要請や、FAX等による防疫対策に係る情報提供
- ・ 24時間体制による相談対応

2 緊急消毒の命令等

本病の発生予防対策として、

- ・ 県独自の措置として、家きん飼養農場の消毒レベルを高い水準に維持するため、飼養羽数が100羽以上の家きん飼養農場に対し、11月17日から翌年1月17日までに緊急消毒を行う旨の命令を発令
- ・ 消毒資材（消石灰）を無償で配付（12月16日に配付を完了）

3 野鳥への対応

死亡した野鳥に対する調査については、

- ・ 3段階ある対応レベルのうち、現在最高レベルでの監視を実施中（令和4年10月7日より）
- ・ 12月18日現在、県内では死亡野鳥の簡易検査の実施事例はありません。

4 危機管理推進者会議の開催

- | | | |
|---|---------------|----------|
| ① | 11月11日（金）和歌山県 | 11月11日開催 |
| ② | 11月30日（水）和歌山県 | 11月30日開催 |
| ③ | 12月 5日（月）愛知県 | 12月 5日開催 |
| ④ | 12月 8日（木）愛知県 | 12月 8日開催 |

- ・ 隣接県での発生（県内に制限区域が及ばず）を確認後、速やかに庁内危機管理推進者会議を開催し、国内における本病の発生状況、それに伴う本県の対応及び有事の際の連絡体系について、改めて、各部局間で確認しました。